交通局

監査結果(指摘事項)

改善措置

(1) 設計金額の算定について

仙台市交通局鉄道電気設備工事積算基準 で定めのない事項について適用することと している「公共建築共通費積算基準(国土 交通省)」では、共通仮設費及び現場管理費 の算定について発生材処分費を算定の対象 としないこと、設計変更に際し一般管理費 等について契約保証費にかかる補正を行わ ないことが定められている。

また、工事請負契約書第25条第6項,第7項では、急激なインフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、受注者は、請負代金額の変更を請求することができ、変更額については発注者及び受注者が協議して定めることとされており、その算出方法については、「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について(契約課・技術管理室)」において、定められている。

ところが,交通局電気課では,地下鉄南 北線信号設備現場機器等更新工事におい て,設計金額の算出に際し,共通仮設費及 び現場管理費の算出において発生材処分費 を算定に入れて算出し,設計変更時の一般 管理費等の算出においては,契約保証費に かかる補正を行っていた。

また,工事請負契約書第25条第6項に伴 う設計変更に際し、定められた算定方法に よらず共通費算出において、残工事の直接 監査結果を交通局内の工事発注担当課に 通知し、所属職員への周知徹底と注意喚起 を図った。

電気課においては、再発防止を行うため、「公共建築共通費積算基準(国土交通省)」で定められている経費計算方法、及び「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について(契約課・技術管理室)」に基づく請負代金額の変更額の算出方法(インフレスライド)について課内研修を実施するとともに、インフレスライドのマニュアルを整備した。また、設計金額の算出にあたっては営繕積算システムを原則として活用することとし、その使用方法について課内研修を実施し、ミスの防止を図るとともに検算や検証が容易に可能となる環境の整備を行った。

さらに、複雑な積算を伴う設計は、課内 の積算経験が豊富な職員が内容を精査する こととし、ダブルチェックの強化を図った。

局内通知日 令和2年7月30日

課内研修実施日 令和2年6月18日(係内) 令和2年7月14日(係内) 令和2年8月20,21日(課内)

工事費から算出するとともに、受注者負担 令和2年9月29日、10月1日(課内) 額において, 前回スライド時の受注者負担 額を控除せずに請負代金の変更金額を算出 していた。

そのため、結果として適正な変更金額を 下回る金額で受注者と協議して契約変更し ていた事例が見られた。

設計金額及び設計変更金額の算定に当た っては、「公共建築共通費積算基準(国土交 通省)」に基づき、適正に積算する必要があ る。

また, 工事請負契約書第25条第6項に基 づく設計変更金額の算定に当たっては、「東 日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工 事請負契約書第 25 条第 6 項の運用につい て(契約課・技術管理室) に基づき適正に 積算する必要がある。